

千葉市長寿祝金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律133号。以下「法」という。）第5条第2項に規定する「老人の日」及び同日から9月21日までの「老人週間」を中心として、長年社会の発展に貢献された高齢者に対して、長寿を祝福し、広く市民の老人福祉に対する理解と関心を高め、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする長寿祝金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施事業)

第2条 実施事業は次に掲げるものとする。

(1) 長寿祝金支給事業

(対象者)

第3条 長寿祝金の支給対象者は、支給日の属する年の4月1日から翌年3月31日までに満100歳になる者で、4月1日から9月15日まで引き続き本市に住所を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和8年度については、翌年1月2日から3月31日までに満100歳になる者で、令和8年4月1日から9月15日まで引き続き本市に住所を有する者とする。

(支給方法)

第4条 長寿祝金は、口座振込により支給するものとする。

(長寿祝金の額)

第5条 長寿祝金の額は、20,000円とする。

(支給日)

第6条 長寿祝金は、原則として法第5条第2項に規定する老人の日から始まる老人週間の期間中に支給する。

2 前項の規定に関わらず、対象者のやむを得ない事情により支給ができなかった場合は、前項に定めた支給日の属する年度の末日までに支給することができるものとする。

(返還)

第7条 市長は、不当な手段により長寿祝金の支給を受けた者があるときは、既に支給した祝金の返還を命ずることができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 千葉県敬老乗車券等支給要綱及び千葉県敬老祝品支給要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。